

## 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて

令和元年 5 月 8 日

令和元年 5 月 1 日以降に公告を行い、工期（委託期間）の末日が令和元年 10 月 1 日以降となる工事、測量等設計業務委託、除草等の業務委託（以下、「対象工事等」という。）については、下記の取り扱いと致します。

対象工事等については、消費税及び地方消費税の税率（以下、「消費税率」）を改正後の消費税率 10% で積算しており、消費税率 10% で契約締結するものとします。

つきましては、改正後の消費税率 10% を前提に積算をし、見積もった契約希望価格の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

$$\boxed{\text{入札金額}} = \frac{\text{契約希望価格（税込）}}{\text{消費税率 } 10\%} \times (100 / 110)$$

消費税率 10%

※工期（委託期間）の末日が令和元年 9 月 30 日以前のもは従来どおり消費税率は 8% となりますので、ご注意ください。

担当：調達契約課 契約係

電話：059-354-8125